



令和2年度
自己点検評価書

国立大学法人
茨城大学



令和3年11月

はじめに	2
本学の自己点検評価について	3
第Ⅰ部 年度計画の自己点検・評価	5
【1】 年度計画を上回って実施した取組（優れた取組）	
教育研究等の質の向上	6
業務運営の改善及び効率化	15
財務内容の改善	18
【2】 年度計画の実施状況に係る評価結果一覧	
令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧	20
第Ⅱ部 大学評価基準に基づく自己点検・評価	32
【1】 大学評価基準に基づく自己点検・評価について	33
第Ⅲ部 特色ある取組について	35
【1】 コロナ禍における特色ある取組について	36
【2】 その他の特色ある取組について	40
第Ⅳ部 課題点の改善に向けた取組	46
【1】 課題点及び今後に向けた取組	47

はじめに

茨城大学は、「地域創生の知の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色が輝く大学の構築」を第3期のビジョンに掲げ、特に教育面では、急速に変化する現代社会において「未来を切り拓くたくましい茨大生の育成」を目標としてきた。そのための中核的事業として、全学的な学部・大学院の改組を行い、教育システムの質的転換を試みてきたところである。同時に教学マネジメント、研究マネジメントを制度化し、教育の質保証と組織的な研究力向上に本格的に取り組んでいる。教育・研究に、法人の管理運営も含めた内部質保証体制を令和2年度に確立し、稼働を始めたところである。

令和元年度末から2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症により本学に対しても国、県からの休業要請が出され、予防対策が求められる中で、ICTを用いるなどの方法で学生の学びを止めないこと、心身及び経済的な支援を要する学生に可能な限りの支援を行うこと、移動の制約がある下でも可能な限り計画に沿った研究を進めることを一義的に考え、実行することとした。

令和2年度4月には学長交代に伴い、新たな大学執行部が発足し、これまでのビジョン・方向性を踏襲しつつ、新たに「学生が“活気”にあふれ、教職員が“やる気”に満ち、地域が“元気”になる、多様性を活かした大学の実現をめざして」を旗印として、新たなビジョン「イバダイ・ビジョン2030」を令和3年3月に策定した。このビジョンでは、「自律的でレジリエントな地域が基盤となる持続可能な社会の実現のために」、「①教育面：多様な構成員から成るキャンパスにおいて、社会変化に柔軟に対応できる、学修者本位の学びにより成長を実感できる教育を追求する」、「②研究面：研究力の強化と「知」の好循環の確立により、持続可能な社会の構築へ寄与する」、「③地域連携、グローバル化：地域と世界の結節点となり、市民と連携した活力ある地域社会の形成に寄与する」、「④大学運営：強固で柔軟な経営基盤を確立し、社会から信頼される運営を行い、教職員が活躍・成長を実感できる大学となる」という4つを掲げ、それぞれに係る施策を実施することとしている。

本自己点検評価書においては、①第3期中期目標計画期間5年目に当たる令和2事業年度の年度計画の達成状況及び自己点検評価結果、②大学評価基準に基づく教育研究活動等の自己点検・評価結果、③令和2事業年度の特徴ある取組、④昨年度の点検評価により見出された課題に対する改善状況、今回の点検評価により見出された課題を記し、公表する。

令和3年11月

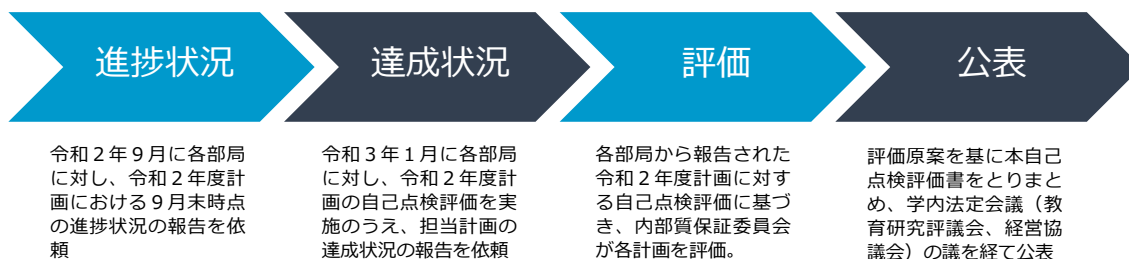
茨城大学長 太田 寛行

本学の自己点検評価について

1 評価の目的

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされている（学校教育法第 109 条第 1 項）。これを踏まえ、本学では従来の「点検・評価規則」を廃止し、令和 2 年度から新たに施行した「内部質保証に関する規則」に基づき、第 3 期中期目標期間（以下「第 3 期」という。）における中期目標・中期計画の達成に向けた法人及び大学等及び部局の取組の状況、学校教育法第 109 条第 1 項で求められる教育研究活動等の状況についての的確に把握するとともに、計画の実施状況やその中における特色ある取組、学内の課題等を共有し、教育研究等の取組について更なる改善・活性化に向けた取組を推進することを目的として、自己点検・評価を行っている。

2 評価のプロセス



3 評価方法

評価の観点

従来の自己点検・評価では、以下の 2 つの観点から年度計画の実施状況に対する自己点検・評価を実施してきた。

- 1) 部局の自己点検評価を踏まえ、その結果が、年度計画の達成に十分寄与しているか
- 2) 年度計画の進捗状況が、中期計画の達成に向けて進捗しているか

令和 2 年度の自己点検・評価では、新たに施行した「内部質保証に関する

規則」を踏まえ、従来の年度計画の実施状況に加え、学校教育法 109 条第 1 項で求められる教育研究活動等の状況についても、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に基づき自己点検・評価を行っている。

年度計画の実施状況は第 I 部、大学評価基準に基づく教育研究活動等の実施状況は第 II 部において自己点検・評価を行っている。第 III 部では、第 I 部と第 II 部の結果を踏まえた上で、昨今のコロナ禍における特色ある取組等、第 IV 部は課題点と改善に向けた取組について記載している。

評価の基準

第 I 部では、業務実績評価に係る実施要領に準拠し、以下 4 段階の評語により年度計画の達成状況を評価した。

基準	評語
Ⅳ	「年度計画を上回って実施している」
Ⅲ	「年度計画を十分に実施している」
Ⅱ	「年度計画を十分には実施していない」
Ⅰ	「年度計画を実施していない」

第 II 部では、大学評価基準に基づき本学の全学委員会等が定めた「内部質保証の実施に関する要項」に基づき、各評価基準の項目に対して適切に実施出来ているか否かの点検を行った。

評価結果と指標の達成度について

評価結果については、本学の年度計画（計画番号 1～74）ごとに一覧表にするとともに、各計画に紐づく評価指標についても令和 2 年度の達成状況を示している。（第 I 部【2】を参照）

4 自己点検評価書の公表

本評価書は、各部局に提供し情報を共有するとともに、本学ホームページに公表するものとする。

第 I 部

年度計画の自己点検・評価

第 I 部では、本学の年度計画に係る自己点検・評価結果を取り扱う。

本学では、前述のとおり年度計画の達成状況を「I～IV」の4段階で評価している。【1】では、それらの評価結果が「IV」だったものについて、それらの計画の優れた取組と「IV」と判定した理由を記載している。

【2】では、令和 2 年度における指標の達成状況と各計画の評価結果を記載している。

【1】年度計画を上回って実施した取組 (優れた取組)

【教育研究等の質の向上】

○教育

年度計画番号：1 担当部局：5学部、全学教育機構

評価結果：IV

【ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程の編成】

- ・ディプロマ・ポリシーの要素・能力の中の「実践的英語能力」と「地域活性化志向」の学修をさらに強化するために、学外学修プログラムである iOP (internship Off-campus Program) の充実と履修拡大、関連授業科目の内容充実を図る。
- ・BYOD の学修環境を全学導入し、数理・データサイエンス、AI 教育におけるリテラシーレベルの授業科目を整備する。
- ・令和元年度に実施したシラバス改善について、その結果を調査し、授業外学修等の改善状況を点検・評価する。

取組の内容

新型コロナウイルス感染症対策と教育・研究の継続を両立するため、遠隔授業の円滑な実施と授業の質的向上を目指し、以下の取組を実施した。

○BYOD (Bring Your Own Device) の完全実施

本学では、これまで段階的に導入してきた BYOD を令和2年度から完全実施した。導入に当たっては、学内の Wi-Fi 環境を整えたほか、学生への周知、端末の貸出などを行った。これにより、比較的スムーズに遠隔授業を導入することができた。

○遠隔授業実施タスクフォースの設置

全ての学部と本学の全学的な教育・学生支援活動に関する企画・調整等を担当する全学教育機構及び IT 基盤センターから教員を招集し、遠隔授業実施タスクフォースを設置した。授業方法の検討、マニュアルの作成を始めとして、授業実施・受講のサポート（個別質問対応、教員向け個別補助）を全学規模で行

った。

○遠隔授業 FD の実施

遠隔授業実施に係るスキル向上を目的として、令和2年度において遠隔授業に関するFDを月2回程度オンライン中心に開催した。(計20回、延べ参加者数2,068名)

○対面と遠隔授業の併用

教育効果を勘案し、授業科目の性格や受講環境に応じて対面と遠隔を効果的に使い分けて実施することとし、後学期開始時点で、対面授業を実施する約600の授業科目のうち約100科目において、対面授業と遠隔授業を組み合わせで実施した。

○学びの質転換

遠隔授業によって得られたオンラインによる教授法等の知見を最大限活用し、今後の感染状況にかかわらず教育の質の向上、教育課題の解決を図るため、「with コロナ下におけるオンラインによる手法を用いた授業実施方針」を令和2年12月に機関決定した。

評価理由

これらの取組の結果、学生アンケート等の調査においては、授業に対する学生の理解度・満足度では、肯定的な回答(上位2項目)の割合が前年度を大きく上回っている。授業外学修時間数についても、1週間当たりの時間数が増加(R1:15.5→R2:16.3時間/週)する結果となり、学生の成績も向上(成績評価A+の割合、R1:24.8→R2:31.6%)する結果となった。これらのことから、本学の遠隔授業の円滑実施及び質の向上に向けた取組が大きな成果に結びついていると判断できる。

以上の成果により、本計画の達成状況を「IV:計画を上回って実施している」と判断した。



年度計画番号：20 担当部局：5 学部、全学教育機構

評価結果：IV

【教員の教育力向上（FD）】

・ディプロマ・ポリシーの達成とカリキュラム・ポリシーに基づいた教育をさらに推進するために、4階層の質保証システムの各階層に対応したFDの内容と実施体制を点検・評価する。さらに、その結果を踏まえ、iEMDB（ibaraki University Enrollment Management DataBase）を活用したFDを実施する。

・iEMDB（ibaraki University Enrollment Management DataBase）を基に、人材育成 Annual Report（学修成果ファクトブック）の定期的な公表を行い、学内のエンrollment・マネジメントに資する情報を提供する。また、全学統一FD実施日（FDday）の検討を進め、試行する。

取組の内容

【全学統一FD「FDday」及び遠隔授業FD等の実施】

教育の質保証に関する全学FDについては、オンラインにて、新任者対象3回、全学教職員対象3回、計6回実施し、データに基づく教育改善、教育の質保証の重要性について教職員の意識を高めることができた。特に全学教職員向け統一FDについては、いわゆる3密を避けるためもあり、1回1日限りとせず、オンラインでの3回連続講座として実施することで、のべ557名と幅広い教員の参加を得られた。



■ 4月に実施した遠隔授業のためのFDの様子

また、各学部等から教員を参集した遠隔授業実施タスクフォースを組織して

オンライン授業等に係る知見を共有し、全 20 回にわたる FD を実施して普及した。当該 FD には非常勤講師も参加可能とし、のべ 1,891 名の参加を得るとともに、録画配信も行った。

評価理由

前述（P.7を参照）のとおり、各種調査において授業の理解度・満足度、時間外学修時間がいずれも向上していたことから、遠隔授業 FD 等の取組が、コロナ禍における継続的な授業の実施、教育の質保証に大きく寄与したと評価できる。

さらに、本学のコロナ禍でのオンライン授業における教育の質保証を行う仕組みは、各種メディアや広報誌に取り上げられ、本学主催のシンポジウムや、中央教育審議会大学分科会（R3.1.13 第 158 回）における依頼発表も行い、広く社会に発信することにつながった。

これらの成果から、本計画の達成状況を「Ⅳ：計画を上回って実施している」と判断した。

○研究

年度計画番号：**31** 担当部局：5 学部、研究・産学官連携機構

評価結果：**IV**

【地域連携及び本学の強みをさらに伸ばす研究の強化】

・研究・産学官連携機構が中心となって地域の自治体、教育機関、研究機関、産業界等との連携をさらに強化し、外部資金獲得の拡充を図り、地域の産業活性化、地域課題の解決、教育力及び文化の向上に貢献する。

取組の内容

【「組織対組織」による産学連携の拡大】

本学では、全学的な研究活動の活性化やそれに伴う各種外部資金等の獲得増加を目的として研究マネジメント体制を構築し、組織的に産学連携の拡大を図った。研究・産学官連携機構が中心となって連携内容の企画・調整作業を行い、令和2年度においては以下の企業等と「組織対組織」による新たな産学連携が始動した。

- ①日本原子力発電(株)・・・共同研究や授業科目の共同開設、シンポジウムの共同開催を柱とした事業委託契約を締結。
- ②(一社)茨城県経営者協会・・・企業価値向上に向けた将来的な本格的共同研究への拡充発展を目的として、これまで大学との共同研究の経験がない企業等とあらかじめ設定されたテーマで共同研究を募集する共同研究創発プロジェクト「Joint 結」を開始。
- ③(株)日立製作所・・・日立地域のリソースを活用し、「住み続けられまちづくり(SDGs11)」を実現するため、将来ビジョン実現のためのロードマップ作成を行うプロジェクトを開始。
- ④不二製油グループ本社(株)・・・クロスアポイントメント制度を活用した新たな産学連携モデルの開始。「国立大学法人茨城大学と不二製油グループ本社株式会社との連携・協力に関する協定書」を締結。

評価理由

前述の各企業等と連携において、以下のような実績が出ていることから、計画の達成状況を「Ⅳ：計画を上回って実施している」と判断した。

- ①防災・減災に関わる研究テーマについて、6件の共同研究プロジェクト（共同研究費：33,000千円）を開始した。また、令和3年度からフィールドワークを含む授業科目を設定し、環境・防災シンポジウムを令和3～4年度にかけて共催することとしている。
- ②茨城県経営者協会の会員企業を対象に、共同研究に馴染みの無い企業向けに8つの研究テーマを設定した定額制の入門コース、および個別テーマに取り組む専門コースを設定した。理工系に限らず、人文社会系の研究テーマも設定し、参加企業だけでなく、これまで外部との共同研究が盛んではなかった教員・部局へ大学内での共同研究の範囲を拡大した。さらに、令和3年度に本プロジェクトのキックオフイベントの開催と共同研究創発のための連携協定締結を予定。
- ③市民の生存基盤が確立される街、安心安全な街を創る、持続的安心安全を実現するエネルギー基盤の3つのテーマに着手した。ワークショップを4回開催し、令和3年度の活動方針を決定しを行った。さらに、本学工学部を中心に下水道革新計画や地域防災、水素エネルギー活用について議論を深め、その結果は日立市へも報告した。プロジェクトの活動概要は令和2年12月にマスメディアにも掲載されるなど、地域へ広く発信されている。
- ④従来のクロスアポイントメント制度である教員個人の派遣・受入に留まらず、本学から企業へ教員を派遣し、企業から客員教授（人件費は先方負担）として研究員（令和3年度は2名）を受け入れるという組織的な連携に発展させ、さらに連携講座を共同で開設することで、研究活動及び学生への教育・研究指導を一体的に行う新たな産学連携推進モデルを構築できた。

年度計画番号：33 担当部局：研究・産学官連携機構

評価結果：IV

【研究活動の活性化】

- ・研究活動の更なる活性化を図るために、研究・産学官連携推進委員会において、研究 IR 情報に基づいて研究戦略や研究環境の見直しをする。
- ・クロスアポイントメント制度、サバティカル制度、アオゾラ連携プロジェクト、合わせ技ファンド等を活用して、学内外連携を一層推進する。
- ・「SDGs」の達成に向けて産業界、研究機関と連携した研究体制の構築を検討する。

取組の内容

【URA 等の研究支援人材による産学連携支援】

本学では、従来の産学連携コーディネータ（CD）に加え、研究支援を担う専門職員である URA も産学連携支援に携わり、研究・産学官連携機構の専任教員の指揮のもとで学術研究の支援からその産学連携への展開までを一体的に推進している。

令和 2 年度においては、イノベーションジャパン（JST/NEDO）やアグリビジネス創出フェア（農水省）、県内の経済団体との技術交流会などのシーズ発表に際し、シーズ選定から展示企画に URA 等が関わり、戦略的な研究シーズのアピールを行ってきた。

また、企業等との「組織対組織」による産学連携におけるポストアワード業務を担当している。さらに、URA が中心となって、異分野の研究者のマッチングを図る「アオゾラ連携プロジェクト」を筑波大学と合同で実施。これをきっかけに、本学と筑波大学間で 1 件の共同研究が生じ、つくば地区の研究機関及び茨城大学が実施するつくば産学連携強化プロジェクト（合わせ技ファンド）への申請に至っている。

【研究環境の見直しに向けた取組】

研究環境の見直しに向けて、以下のような取組を行った。

○バイアウト制度の導入

令和 2 年度以降公募を開始する各競争的研究費制度（科学研究費助成事業につ

いては、継続事業も含めて、令和 3 年度実施分から導入) へのバイアウト制度の導入が国から示されたことを踏まえ、本学においてもバイアウト制度実施に関する要項を整備するなど、研究環境向上に向けた取組を進めた。

○研究時間アンケートの実施

全常勤教員を対象に「研究時間に関するアンケート調査」を実施し、約半数に当たる 264 件の回答が得られた。それらの回答結果を分析し、「研究環境改善に向けた今後のアクション」として改善案をまとめた。

○「茨城大学における競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関する要項」の制定

若手研究者の研究能力向上と独立した自由な研究環境の下での活躍を推進することを目的として作成した。

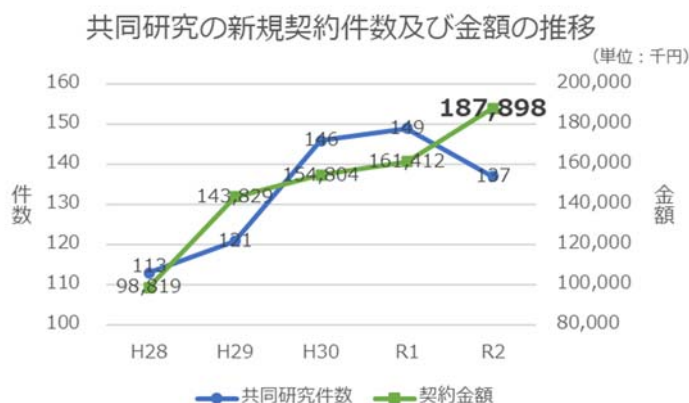
評価理由

URA および CD 等を一体的に運用する人材マネジメントによる産学連携支援の結果、契約ベースの共同研究金額は、過去最高額となる 187,898 千円まで増加した。さらに、各年度の新規共同研究数に占める URA 等が携わった割合についても、年々増加し、令和 2 年度は過去最高の 34.3%となっている。

また、研究時間アンケートの実施により、今後の研究環境改善施策を進めるための基礎データを得られたことで、次年度以降、さらには第 4 期中期目標期間の研究環境整備の戦略策定を進めることができた。その結果として、バイアウト制度を導入し研究時間の確保を図った。また、令和 3 年度には、短期間で集中的に研究活動に取り組む

「短期研究派遣支援【試行】」を実施することとした。

以上の理由により、本計画の達成状況を「Ⅳ：計画を上回って実施している」と判断した。



年度計画番号：34 担当部局：研究・産学官連携機構

評価結果：IV

【研究企画推進体制の強化】

- ・外部資金獲得を促進するため、本学の特色ある研究を学外に発信する。
- ・第4期中期目標・中期計画期間に向けて、これまでの研究推進戦略及び研究企画推進体制について検証し、新たな方針を策定する。
- ・研究に係る評価体制を検証し、課題について改善を進め、本学の研究力向上を目指す。

取組の内容

【研究マネジメント体制の構築による PDCA】

令和2年度より研究活動の活性化とそれによる外部資金獲得増を目指して、全学的研究マネジメント体制を構築した。研究 IR 情報の分析やベンチマークによる他大学との比較、全学目標値・各部局目標値の設定を通じて目標の達成に向けた施策の検討等を行った。

副学部長クラスを構成メンバーとする研究・産学官連携推進委員会を中心に進捗管理を行い、組織的な PDCA サイクルを運用することとし、委員会の構成員である教員が部局内の研究 FD 等を通じて情報を教員と共有することで、各教員の意識向上に寄与している。

評価理由

研究マネジメント体制の構築により、研究関係指標（業績数、外部資金獲得実績など）の向上に向けた施策の検討・実施、それに伴う教員の意識向上により、前述のとおり契約ベースの共同研究金額が過去最高額となるなどの成果が出ている。また、中期計画指標も全て目標値を上回っている。

これらのことから、本計画の達成状況を「IV：計画を上回って実施している」と判断した。

【業務運営の改善及び効率化】

○組織運営の改善

年度計画番号：**50** 担当部局：総務部

評価結果：**IV**

【学内コミュニケーション】

- ・学長・大学執行部と学生・教職員との意見交換会を実施する。
- ・意見交換会で出た意見を大学執行部間で共有・検証し、大学運営に反映させるとともに、第4期中期目標・中期計画策定のために活用する。

取組の内容

【イバダイ・ビジョン2030の策定】

本学が目指す2030年の姿を4つのビジョンと12のアクションとして構成した「イバダイ・ビジョン2030」を策定した。このビジョンは、今後10年間の大学運営・改革の土台となるものであり、第4期中期目標・中期計画期間においては、イバダイ・ビジョンの施策を前提とした取組みを実施することとしている。



■ 記者会見の様子

評価理由

ビジョンの策定にあたっては、ステークホルダーの意見をビジョンに反映させるため、各ステークホルダーと意見交換を実施した。そのことにより、教職員のみならず、学生・学外に対しても2030年に向けた本学の全学的な方針が示すことができた。

これらのことから、本計画の達成状況を「IV：計画を上回って実施している」と判断した。

年度計画番号：52 担当部局：総務部

評価結果：IV

【新給与制度による人材確保】

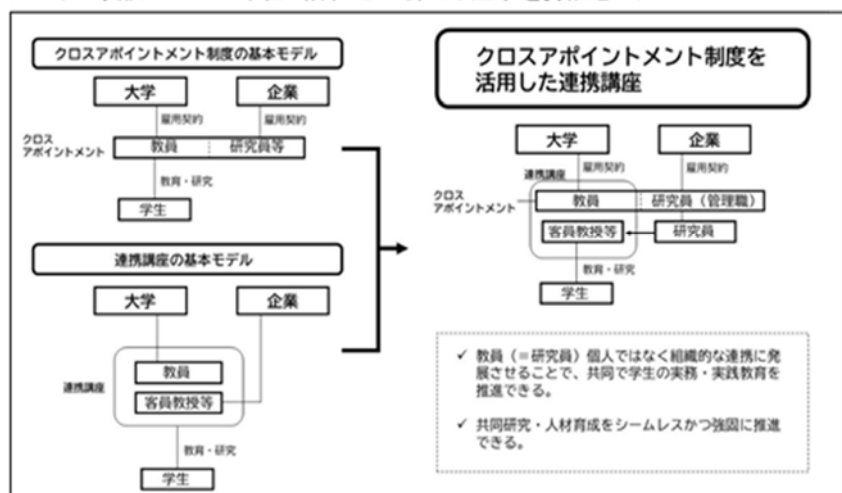
・ 新年俸制適用教員、クロスアポイントメント適用教員、テニュアトラック教員数の増加に向けて、各学部等において方策を検討し、特に若手教員の採用に積極的に取り組む。

取組の内容

【クロスアポイントメント制度と連携講座を統合した新たな産学連携推進モデルの構築】（関連計画番号：52）

植物性油脂や業務用チョコレート等の開発・生産・販売を行っている不二製油グループ本社（株）との間に連携・協力に関する協定書を締結し、クロスアポイントメント制度を活用した連携講座の開設を決定した。

■不二製油グループ本社（株）との新たな産学連携推進モデル



本学では、これまでも同社との間で、クロスアポイントメント制度に関する協定（平成 30 年度締結）により、教員を企業へ派遣する形態のクロスアポイントメントを行っており、教員が本学で教育・研究に携わる傍ら、同社において主席研究員として業務を行ってきた。その後、令和 2 年 4 月から同社において、新たな価値創出につながる基盤研究に取り組む「未来創造研究所」を刷新することとなり、本学教員が同研究所の所長（執行役員）に就任することとなった。このことを契機として、本学と同社の間でより組織的・戦略的な連携の在り方を検討し、連携・協力に関する協定書の締結に至った。

今回の協定書の締結に伴い、農学部内の新たな研究拠点として「不二製油グ

ループ本社『食の創造』講座」という連携講座を共同開設するとともに、同講座には同社執行役員である本学教員と同社から派遣された客員教授が学生の教育・研究指導を行うこととしている。

評価理由

現状のクロスアポイントメントをベースにしなが、本学教員かつ同研究所の所長として、連携講座を両者の立場からマネジメントし、両者の共同研究、学生及び同社研究者の人材育成を一体的に運用できる体制が構築され、産学連携による教育・研究をシームレスかつ強固に推進できることとなった。令和3年度からは、今回の協定及び連携講座開設に伴い、同社の研究員2名を客員教授として受け入れることとなり、本学の教育研究活動の充実につながる事が期待される。

以上の実績を踏まえ、本計画の達成状況を「Ⅳ：計画を上回って実施している」と判断した。



■連携・協力に係る協定書の締結

【財務内容の改善】

○外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加

年度計画番号：**60** 担当部局：研究・産学官連携機構

評価結果：**IV**

【研究外部資金獲得の組織化】

- ・研究外部資金獲得の取組について点検・評価するとともに、そこで得た課題等について対応して、外部資金獲得増を目指す。
- ・公募研究外部資金と研究者グループを計画的にマッチングさせ、外部資金獲得増を促進する。

取組の内容

【研究マネジメント体制構築による外部資金獲得額の大幅増】

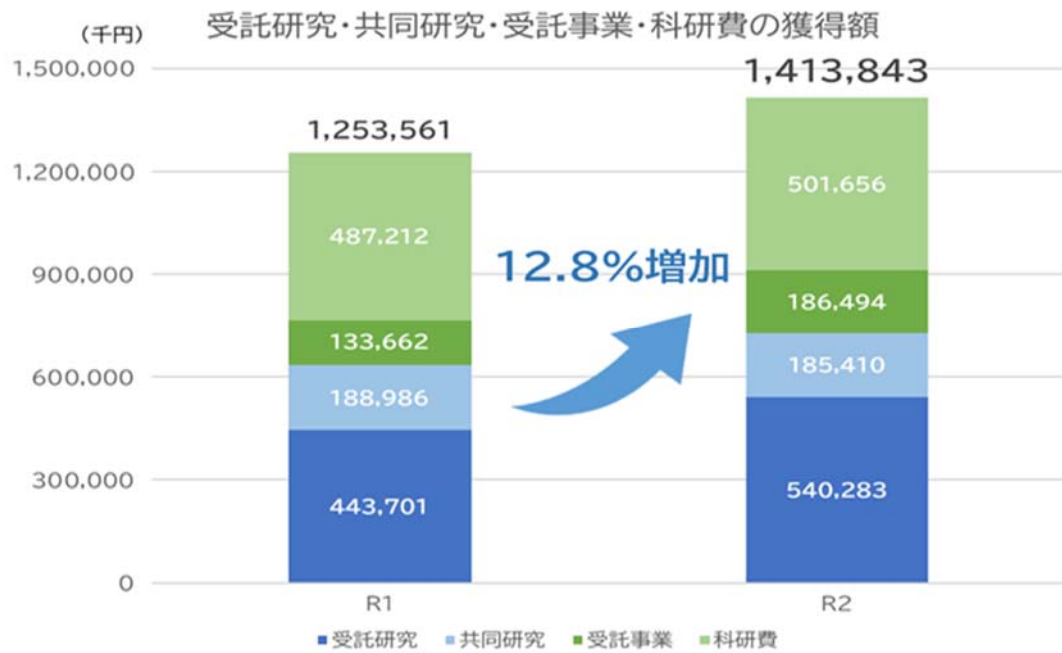
令和2年度から全学的な研究活動の活性化やそれに伴う研究業績数・各種外部資金等の獲得増加を目的とした全学的研究マネジメント体制を構築し、学内の研究活動の状況の把握および研究環境の整備を開始した。それらの現状の把握と環境整備に基づき、研究・産学官連携機構が複数の外部資金への申請を企画した。

具体的な取組として、学内の複数の教員もしくは複数の研究グループを含む申請体制を構築し、学外の機関・研究者との調整も行い府省庁の競争的資金への申請を行った。科研費については、前年度の支援内容と支援結果について、種目別、支援対象者別に採択率、支援効果を定量的に分析し、令和2年度の科研費支援内容を焦点化した。

評価理由

これらの取組の結果、令和2年度の共同研究・受託研究・受託事業、科研費の獲得額の合計（財務諸表に基づく決算ベース）は、1,413,843千円となり、令和元年度の1,253,561千円と比べて約12.8%増加しており、組織的に外部資金の獲得額増加を目指す体制を構築できたことは大きな成果であることから、

本計画の達成状況を「Ⅳ：計画を上回って実施している」と判断した。



※財務諸表に基づいた決算ベースの金額

【2】年度計画の実施状況に係る評価結果一覧

年度計画ごとの評価結果一覧

令和2年度における74個の年度計画について、業務実績評価に係る実施要領に準拠し、I～IVの4段階で評価した結果を一覧で表している。

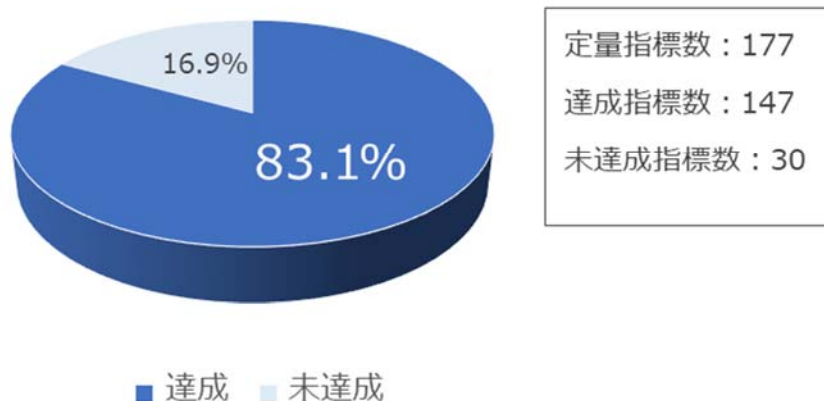
中期計画評価指標の達成状況について

中期目標・中期計画を本学の大学運営の指針とし、PDCAサイクルを学内外に可視化させるため、各計画に複数の中期計画評価指標（以下「KPI」という。）を設定し、中期目標・中期計画の達成度を総合的に評価できるようにしている。本学のKPIは、数字や割合など定量的なモノサシで達成状況を測る定量指標と計画の達成状況を総合的に判断するための定性指標の2タイプによる構成としている。

令和2年度までの定量指標の達成状況は、以下の円グラフのとおりである。8割以上の指標が達成できている一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により指標値が悪化し、第3期中の目標値達成が困難なものも散見される。そのような指標については、コロナ禍であっても実施可能な代替する取組を進めることで、中期目標の達成と中期計画の確実な実施を目指していくこととしている。

なお、定性指標については、6年間の取組を総合して達成状況を測っていくこととしているため、来年度の自己点検評価書にその達成状況を記載することとする。

中期計画評価指標の達成率（令和2年度時点）



令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置			
1	【ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程の編成】	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマ・ポリシーの要素・能力の中の「実践的英語能力」と「地域活性化志向」の学修をさらに強化するために、学外学修プログラムであるiOP（internship Off-campus Program）の充実と履修拡大、関連授業科目の内容充実を図る。 ・BYODの学修環境を全学導入し、数理・データサイエンス、AI教育におけるリテラシーレベルの授業科目を整備する。 ・令和元年度に実施したシラバス改善について、その結果を調査し、授業外学修等の改善状況を点検・評価する。 	IV
2	【新たな共通教育の展開】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度までのアンケート結果と外部評価結果を基に、共通教育科目の見直しと改善を行う。特に、英語教育科目の中で「グローバル英語プログラム」の充実と履修者数の増加を図る。 ・令和元年度から本格的に開始した学外学修プログラムであるiOP（internship Off-campus Program）や分野横断的な授業科目である「イバダイ学」をさらに充実させて実施する。 ・茨城産業会議との連携による事業を実施するとともに、地域や産業界のニーズを踏まえて、リカレント教育プログラムの拡充を図る。 	III
3	【学士課程における専門教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・「教学マネジメント指針」を踏まえ、全学部において継続的な教育体制、内容の改善を実現するために教学マネジメント体制の高度化を図る。 ・「教学マネジメント指針」に基づき、FDの高度化・充実に取り組み、授業レベルの質的向上を図る。 	III
4	【修士課程における共通教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に実施したアドバイザリーボードの評価結果とアンケートの分析結果を基に、大学院共通教育科目と研究科共通教育科目を改善する。 	III
5	【修士課程における専門教育】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度までのアンケートの分析結果及び進路状況を点検・評価し、各研究科の修士課程専門教育を適正に実施する。 	III
6	【博士後期課程における総合的な視野を持った理工系人材の育成】	<ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程の教育研究の改善と充実を図るため、他機関との連携を活用し、引き続き幅広く高度な専門知識・技術を教授できる体制を強化する。 ・改組後の教育カリキュラムについて点検・評価をし、量子線科学専攻をはじめとして博士後期課程の入学人数及び学位授与者数を増加させるための取組を実施する。 	III
7	【学外との共同教育の充実】	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球・地域環境共創機構」を設置し、学内機関との連携により連携教育プログラムを増加させる。 ・国内外の大学の実習や研修の受入、他大学や高専での卒論・修論・博論生による共同利用研究の受入を強化・推進する。特に、AIMSプログラム、日越大学、アンダラス大学の留学生を対象としたプログラムの充実を図る。 	III

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置			
8	【教務情報に基づく 質保証（エンロール メント・マネジメン ト（EM））】	・入口から出口までの体系化された学生調査情報についてiEMDB（ibaraki University Enrollment Management DataBase）、FD/SD支援システムを活用して学内共有を図るとともに、人材育成Annual Report（学修成果ファクトブック）を作成し、教育改善情報の共有を強化する。	Ⅲ
9	【体系的で柔軟な教 育システム】	・全学部において学位プログラム制度の導入など、我が国の高等教育に求められる社会的要請を踏まえ、教育体制、内容の改善に関する検討を進める。特に、科目ナンバリング、アクティブ・ラーニングに関する見直しを進める。 ・令和元年度に行ったシラバス改善及び卒業研究ルーブリックの実施状況を点検・評価する。	Ⅲ
10	【全学教育機構】	・令和元年度に実施した外部評価結果を基に、全学教育機構で実施している共通教育、国際教育及び学生支援の機能の更なる改善を図る。	Ⅲ
11	【全学教職セン ター】	・全学部の教職志望学生の教職に対する意欲や意識の一層の向上を図るため、これまでの事業を推進するとともに、シンポジウムやFDを実施する。 ・地域の多様な教育ニーズに対応した教職人材を育成するため、ICT教育等の新たな教育ニーズについて調査・研究を行う。	Ⅲ
12	【人文学部の改組と メジャー・サブメ ジャー制の導入】	・新カリキュラムの完成年度となるため、メジャー・サブメジャー制に基づく教育を完成させる。 ・学部アドバイザーボードを実施し、メジャー・サブメジャー制を含めた新たなカリキュラムについて、外部の有識者から意見をもらう。	Ⅲ
13	【教育学部の教育体 制の改編による実践 的教員養成】	・教員採用数の変化に応じた適正な学部学生規模の在り方を検討する。 ・教育の現代的課題に対応するカリキュラム及び小学校英語・算数・理科を中心とした教員養成のためのカリキュラムを着実に実施し、それに対する学生アンケートや学部アドバイザーボードからの意見を踏まえて、カリキュラムの検証を行う。	Ⅲ
14	【理学部、工学部に おける教育体制の改 編】	・理学部、工学部の教育体制を充実させるため、令和元年度に実施した学部アドバイザーボードにおける外部有識者の評価結果に基づき、必要な改善を実施する。	Ⅲ
15	【農学部における教 育体制改編】	・農学部における教育体制を充実させるため、令和元年度に実施した学部アドバイザーボードにおける外部有識者の評価結果に基づき、必要な改善を実施する。 ・数理・データサイエンス教育の強化に係る分野別協力校として、数理・データサイエンス教育カリキュラムを構築する。 ・改組後の学生の進路状況等を把握し、入学者選抜、教育課程編成の改善に着手する。	Ⅲ
16	【人文科学研究科の 教育体制改編による 社会人の学び支援】	・地域社会のニーズに合った人材を育成するため、令和3年度の改組に向けて準備を進める。	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
17	【教職大学院の設置】	・令和3年度の教育学研究科改組に向けて、教科教育分野を含む新たな教職大学院の設置準備を進める。	Ⅲ
18	【理工学研究科の専攻改編】	・理工学研究科における教育体制を充実させるため、改組後の各専攻の教育研究を継続して実施するとともに、令和元年度に実施した学部アドバイザーボードにおける外部有識者の評価結果を基に、必要な改善を実施する。	Ⅲ
19	【農学研究科の専攻の改編】	・農学研究科における教育体制を充実させるため、令和元年度に実施した学部アドバイザーボードにおける外部有識者の評価結果に基づき、必要な改善を実施する。 ・留学生数を増加させるために、海外に向けた情報発信を強化する。	Ⅲ
20	【教員の教育力向上(FD)】	・ディプロマ・ポリシーの達成とカリキュラム・ポリシーに基づいた教育をさらに推進するために、4階層の質保証システムの各階層に対応したFDの内容と実施体制を点検・評価する。さらに、その結果を踏まえ、iEMDB (ibaraki University Enrollment Management DataBase) を活用したFDを実施する。 ・iEMDB (ibaraki University Enrollment Management DataBase) を基に、人材育成Annual Report (学修成果ファクトブック) の定期的な公表を行い、学内のエンrollment・マネジメントに資する情報を提供する。また、全学統一FD実施日(FDday)の検討を進め、試行する。	Ⅳ
21	【共同利用拠点の整備充実】	・共同利用拠点としての機能を維持・向上するため、緊急性のある教育・研究環境の整備を実施する。 ・令和元年度に実施した外部評価の結果に基づき、必要な改善を実施する。	Ⅲ
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置			
22	【学生担任制などによるきめ細かい学修相談】	・複数担任制度やピアサポーター制度等による、成績不振等の学生や多様な学生への対応状況を点検・評価し、休学者・退学者を減少させるために更なる改善を推進する。 ・iEMDB (ibaraki University Enrollment Management DataBase) のデータ分析と、新・教務情報ポータルシステムでの学籍情報を活用して、学修相談体制をさらに強化する。 ・新入生オリエンテーションにおける学修・学生生活ガイダンスを強化するため、入学前マイクロラーニングのコンテンツを整備する。	Ⅲ
23	【学習環境整備】	・令和元年度までに実施した「学習環境」に関する調査結果や、「学生・卒業生・企業等へのアンケート・システム」のデータを分析し、学習環境における必要な整備を実施する。	Ⅲ
24	【学生用施設整備】	・学生寮及び学生会館、体育館等の設備充実に向け、PFI事業等での実現可能性を検討する。併せて学生寮における留学生混住及び多様な財源の活用による施設整備について検討を進める。	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
25	【経済的支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から施行される「高等教育の修学支援新制度」の適切な運用と、今後の財政状況を鑑みて、学生に対する経済支援制度の在り方について検討を行う。 ・ワークスタディの充実及び本学独自奨学金の見直しを図り、最適な制度の運用を目指す。 	Ⅲ
26	【就職支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップや海外研修等を整備した実践的な共通教育として、iOP (internship Off-campus Program) を3年次学生に対して全学的に実施する。 ・キャリア形成支援・就職ガイダンス・キャリアカウンセリングを、キャンパス間の連携状況も踏まえて点検・評価する。 	Ⅲ
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置			
27	【アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜試験の着実な実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーを十分に理解した志願者の増加を目指し、高大接続・高大連携事業を推進するとともに、県内外の高校への入試広報を積極的に行う。また、引き続き入学者アンケートを実施することにより入学者のアドミッション・ポリシーの理解度を確認し、結果についての検証を行う。 	Ⅲ
28	【新入学者選抜に向けた取組】	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の3要素に係る多面的・総合的評価及び英語4技能の評価や主体性評価について、全学的な統一方針を検討する。 	Ⅲ
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			
29	【量子線科学研究の推進】	<ul style="list-style-type: none"> ・量子線科学分野の研究力向上を図るため、フロンティア応用原子科学研究センターと他の研究機関・自治体等との連携を強化する。 ・茨城県から委託されている量子線に係る人材育成事業を通じて、量子線に係る研究成果を広く社会に発信することにより、教育・研究成果を地域社会へ還元する。 	Ⅲ
30	【地球環境変動及び地域環境研究】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境研究総合推進費S-18を新たに開始し、本学の気候変動研究に係る取組を拡充する。また、5年間実施した環境省S-14、文科省SICAT等大型研究における研究成果を論文等にて発表する。 ・日越大学気候変動・開発プログラム、JSPSアジア・アフリカ拠点形成事業「東南アジアにおける気候変動適応科学のための研究拠点ネットワーク形成」等を足掛かりにし、東南アジア各国との国際共同研究を推進する。 ・茨城県地域気候変動適応センターの業務を着実に実施し、気候変動に係る地域課題解決に貢献する。 ・地球変動適応科学研究機関 (ICAS) と広域水圏環境科学教育研究センター (CWES) を統合した「地球・地域環境共創機構」を設置し、「SDGs」の達成に向けた全国的な拠点機能を強化する。 	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
31	【地域連携及び本学の強みをさらに伸ばす研究の強化】	<ul style="list-style-type: none"> 研究・産学官連携機構が中心となって地域の自治体、教育機関、研究機関、産業界等との連携をさらに強化し、外部資金獲得の拡充を図り、地域の産業活性化、地域課題の解決、教育力及び文化の向上に貢献する。 県や地域研究機関と連携して、電動化技術による東北地域活性化プラットフォームを形成する。 	IV
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置			
32	【重点研究拠点の整備の強化】	<ul style="list-style-type: none"> 第4期中期目標・中期計画における量子線科学分野の展開について検討を開始する。 地球変動適応科学研究機関（ICAS）と広域水圏環境科学教育研究センター（CWES）を統合した「地球・地域環境共創機構」を設置し、地球環境変動及び地域環境研究分野の研究教育体制を強化するとともに、「SDGs」の達成に向けた取組を推進する。 	III
33	【研究活動の活性化】	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の更なる活性化を図るために、研究・産学官連携推進委員会において、研究IR情報に基づいて研究戦略や研究環境の見直しをする。 クロスアポイントメント制度、サバティカル制度、アオゾラ連携プロジェクト、合わせ技ファンド等を活用して、学内外連携を一層推進する。 「SDGs」の達成に向けて産業界、研究機関と連携した研究体制の構築を検討する。 	IV
34	【研究企画推進体制の強化】	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金獲得を促進するため、本学の特色ある研究を学外に発信する。 第4期中期目標・中期計画期間に向けて、これまでの研究推進戦略及び研究企画推進体制について検証し、新たな方針を策定する。 研究に係る評価体制を検証し、課題について改善を進め、本学の研究力向上を目指す。 	IV
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置			
35	【COC事業等を通じた地域志向教育】	<ul style="list-style-type: none"> COC事業等で培った地域志向教育や学生の地域定着に向けた取組を継続実施するとともに、第4期中期目標・中期計画策定に向けて、これまでの事業を検証し、今後の地域志向教育について検討する。 「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」の活動を通して、連携機関の特色を活かした地域志向教育を推進し、地域を活性化させるための教育連携事業を実施する。 	III
36	【社会連携センターの強化】	<ul style="list-style-type: none"> 研究・産学官連携機構の産学官連携コーディネーターやURAと連携し、大学と地域、自治体、産業界等を繋ぐ窓口となり、地域等との協働事業を推進する。 地域の企業と大学との連携による「いばらき社会人リカレント教育懇談会」において、地域のリカレント教育のニーズについて協議し、リカレント教育プログラム等の拡充に取り組む。 	III
37	【女性の地域参画の促進】	<ul style="list-style-type: none"> 女性の地域参画を促進するために地域産業界等のニーズを把握し、地域の女性が学ぶことのできる場を提供するための事業を推進する。 本学で開催されるイベント等において、育児期間中の女性が参加できるように臨時託児所の開設を継続する。 	III

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
38	【同窓会等との連携強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会等との連携強化をさらに推進させ、同窓会連合会を中心に各学部同窓会の協力を得て、在学生への支援事業を実施する。 ・同窓会等と連携し、本学の現状と課題について、広報誌等により積極的に情報発信し、卒業生、企業、自治体等からの支援の拡充を推進する。 ・同窓会等から大学への支援の在り方について、同窓会との協議を行い、検討する。 	Ⅲ
4 その他の目標を達成するための措置			
(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置			
39	【大学国際化の統合的推進】	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と協力・連携し、学術交流協定（MOU）数を維持するとともに、交換留学生の派遣及び受入プログラムの充実を図る。 ・学生派遣並びに留学生受入、職員の相互派遣について、拡充に向けた取組を行う。 ・海外渡航危機管理ガイドラインの徹底、学生向けマニュアルの作成により、全学的な危機管理体制を確立する。 	Ⅲ
40	【国際教育連携の展開】	<ul style="list-style-type: none"> ・AIMS プログラムを安定的に継続させるため、他の交換留学制度との統合を含めて制度の再検討を進める。 ・各部局のダブル・ディグリー・プログラム並びにジョイント・ディグリー・プログラムの設置及び運営を促進する。 ・3年目を迎える日越大学気候変動・開発プログラムの安定的な運営を行い、国際教育連携の更なる展開を推進する。 ・ガジャ・マダ大学との連携をさらに推進し、海外との国際教育連携ネットワークを強化する。 	Ⅲ
41	【国際教育体制】	<ul style="list-style-type: none"> ・英語開講科目の増設支援、留学生向け科目の開発支援並びに実施によって、全学的な交換留学生の派遣及び受入数を維持する。 ・国際教育体制を強化するため、外国人及び海外の大学で学位を取得又は教育・研究経験がある専任教員を増加させるための取組を実施する。 	Ⅲ
42	【留学生支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生向け科目数、英語開講科目数の増加を目指すとともに、教員向けの支援を実施する。 ・危機管理並びに教育効果を充実させるために、交換留学生の担当教員制度を改善する。 ・交換留学生数を増加させるために、受入プログラムの充実と国際交流会館等の環境整備を図る。 	Ⅲ
43	【地域の国際化支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業、自治体の国際部門、地域の国際交流協会や団体（ロータリークラブ等）からの意見を聴取し、連携強化を一層進める。 ・リカレント教育プログラムや県内団体、学校等との連携を通じて大学が保有する語学や知識等の供給・活用の充実を図る。 ・ガジャ・マダ大学に設置したジョイントオフィスを拠点として、各部局の国際的な教育研究活動を支援するとともに、海外同窓会の活性化を図る。 	Ⅲ
(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置			

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画番号	第3期中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
44	【授業実践の質の向上】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の学校現場が抱える課題（グローバル教育・ICT教育・発達障害等）の解決に貢献するため、附属中学校をICT教育に対応した校舎へ改修するとともに、大学と附属学校園の連携を強化する。 附属学校園の教員の業務を整理し、働き方改革を進める。 	Ⅲ
45	【教育実習と教員研修の場としての附属学校園の活用】	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県教育委員会と連携を図り、働き方改革等の課題も踏まえつつ教育実習及び教員研修の場として、県内の教員養成・研修の拠点としての取組を引き続き進める。 教員免許取得希望者に対して、教員としての実践力修得を支援するため、附属学校園での教育インターンシップを推進する。 	Ⅲ
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置			
46	【学長リーダーシップ体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> 学長のリーダーシップを発揮させるため、大学運営や会議運営において、理事、副学長への権限委譲の見直しを継続して行うとともに、ガバナンス再構築や業務効率化等の観点から、全学委員会や事務組織等の見直しを行う。 本学の国際戦略を強化するために、国際連携担当の理事を新たに増員する。 「SDGs」の達成に大学として貢献するため、SDGs推進担当の学長特別補佐を新たに配置する。 	Ⅲ
47	【外部意見の活用強化】	<ul style="list-style-type: none"> 学長アドバイザリーボード等における学外の意見を大学執行部間で共有の上、必要に応じて大学運営に反映するとともに、監事監査報告書による意見等への対応及び結果を検証する。 監事と大学執行部との定期的な意見交換を実施し、監事の意見に基づき、必要な業務の改善を行う。 	Ⅲ
48	【IR機能及び大学経営分析の強化】	<ul style="list-style-type: none"> 集約された学内のIRデータを大学執行部が定期的に確認する仕組みを構築し、大学経営に活用する。 教員評価システムの開発を進めるために、教育研究等に関わる学内の情報を収集し、教員業績評価システムの構築に活用する。 本学におけるIRの司令塔である大学戦略・IR室と教育・研究・財務等の学内IR機能の連携をさらに進め、その機能強化を図る。 	Ⅲ
49	【柔軟な資源配分方式の運用】	<ul style="list-style-type: none"> 配分された令和3年度人事ポイントの運用を検証し、財務改善や年齢構成のバランス等に配慮し、令和4年度人事ポイントの配分を行うとともに、中長期的な人件費管理（教職員の規模等）の在り方について検討を行う。 令和2年度予算において、柔軟な視点と併せて戦略的・重点的（選択と集中）な予算配分を行う。 	Ⅲ
50	【学内コミュニケーション】	<ul style="list-style-type: none"> 学長・大学執行部と学生・教職員との意見交換会を実施する。 意見交換会で出た意見を大学執行部間で共有・検証し、大学運営に反映させるとともに、第4期中期目標・中期計画策定のために活用する。 	Ⅳ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
51	【新人事制度に基づく円滑な教員採用等】	<ul style="list-style-type: none"> ・有為な人材確保のため、「全学人事基本方針」に基づき教員人事を実施する。 ・第4期中期目標・中期計画期間における、「全学人事基本方針」を策定する。 	Ⅲ
52	【新給与制度による人材確保】	<ul style="list-style-type: none"> ・新年俸制適用教員、クロスアポイントメント適用教員、テニュアトラック教員数の増加に向けて、各学部等において方策を検討し、特に若手教員の採用に積極的に取り組む。 	Ⅳ
53	【専門職の確立】	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の配置体制について検証をし、業務上必要となる場合には更なる専門職の配置を検討する。 	Ⅲ
54	【男女共同参画】	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティに関する取組について点検し、必要な改善を行うとともに、男女共同参画のための取組をさらに推進する。 ・ワークライフバランスに関する学内におけるニーズを調査し、新たな取組を検討する。 ・ダイバーシティネットワーク組織を通じて、他大学のダイバーシティに関する先進的な取組について情報を収集し、本学の取組に活用する。 	Ⅲ
55	【多様な人材の活用と職員の資質向上】	<ul style="list-style-type: none"> ・法人採用試験以外に、非常勤職員からの登用や一般公募による採用、さらには本学の卒・修了者からの採用についても進め、多様な採用方法により人材を確保する。 ・研修方針（人材育成基本方針）に基づき、グローバル化に対応した職員を養成するため、国際交流協定締結校への長期派遣等により職員の資質向上を図る。 	Ⅲ
56	【教職員の業績・勤務評価の改善】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に制度を確立した全教員対象の教員業績評価制度について、実データを活用したシミュレーションを行い、制度の検証を実施する。 ・職員の人事評価については、職員の資質に応じた業績評価を実施するとともに、常勤職員以外の職員についても人事評価制度の構築を検討する。 	Ⅲ
2 教育研究の組織の見直しに関する目標を達成するための措置			
57	【組織改革】	再掲12,13,14,15,16,17,18,19	Ⅲ
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置			
58	【業務用システムの更新・統合等による業務の効率化】	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のシステムについて点検し、必要に応じて改善するとともに、引き続き各部局の要望・提案及び財務状況を基に、新たな業務システムの導入を検討する。 ・業務効率化のため、必要に応じて事務組織及び事務分掌の見直しを行う。 	Ⅲ
59	【ワンストップサービス等】	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸地区と他キャンパス（日立・阿見）とのサービス内容の平準化を図るための取組を実施するとともに、平成30年度に導入した学生系業務の一元化について検証し、他の業務における一元化についても検討する。 ・引き続き学生へ質の高いサービスを提供するため、SD等を実施し、職員のサービス提供能力を向上させる。 	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置			
60	【研究外部資金獲得の組織化】	<ul style="list-style-type: none"> 研究外部資金獲得の取組について点検・評価するとともに、そこで得た課題等について対応して、外部資金獲得増を目指す。 公募研究外部資金と研究者グループを計画的にマッチングさせ、外部資金獲得増を促進する。 アオソラ連携プロジェクト制度に基づく学内連携の取組をさらに充実させて研究活動の活性化を図る。 外部資金獲得についてのインセンティブを検討する。 	Ⅳ
61	【茨城大学基金の充実等】	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組の効果を検証するとともに、国際交流・留学生支援基金等の新設基金への取組方針を明確にし、茨城大学基金の獲得強化を図る。 大学構内（日立・阿見キャンパス含む）の駐車場について有料化を開始し、新たな自己財源の獲得を図る。また、駐車場有料化後に生じた課題について、必要に応じて適切な対応・改善を実施する。 	Ⅲ
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			
62	【教育研究経費の繰越制度】	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度へ繰り越した令和元年度繰越予算の配分を行い、当該事業計画毎の進捗状況を適切に把握する。また、令和2年度予算についても引き続き繰越制度を実施する。 	Ⅲ
63	【管理的経費の節減】	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期目標・中期計画期間中に実施したコスト削減方策の効果検証を実施し、財務改善実行計画に反映させる。 	Ⅲ
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
64	【資産の有効活用】	<ul style="list-style-type: none"> 土地・建物等の保有資産について有効活用を図るため、施設の稼働状況を踏まえ、引き続き全学的な観点から検証・改善を推進する。 自己収入確保の観点から、引き続きネーミングライツ等の導入や社会人リカレント教育事業等の知的資産等の活用についてさらに検討を進め、本学の物的・知的保有資産の収益化を進める。 	Ⅲ
Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置			
65	【評価の効率化】	再掲8,10,34,48,52,56	Ⅲ
66	【監査機能の強化】	<ul style="list-style-type: none"> 監事監査計画及び監査室内部監査計画において、重点項目を設定し、監事監査及び定期監査（業務監査、会計監査）を実施する。特に必要とした事項については、抜き打ち監査（または臨時監査）を実施し、大学運営に反映させる。 監事と大学執行部との定期的な意見交換を実施する。 	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置			
67	【情報の公開, 広報機能強化】	<ul style="list-style-type: none"> 大学の強みや教育・研究成果の情報発信を強化するために、広報誌や Web コンテンツ等を検証し、戦略的広報活動の展開を推進する。 図書館における教育成果等の講演会・イベント及び図書館を会場とした広報活動や学内広報等を実施する。 学部長・学生懇談会を実施し、学部としての取組を学生に周知するとともに、学部に対する学生からの要望・意見を聴取し、学部の運営へ活用する。 	Ⅲ
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置			
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
68	【施設の計画的整備】	<ul style="list-style-type: none"> キャンパスマスタープランとインフラ長寿命化行動計画に基づき、戦略的に施設整備を行う。 学生寮及び学生会館等の改修等による設備充実に向け、PFI 等の多様な財源や手法の活用による環境整備について検討を進める。 	Ⅲ
69	【IT環境整備】	<ul style="list-style-type: none"> BYOD の運用開始に伴い、学生及び教員への支援体制を充実させる。 学外から利用する主要なシステムについて、多要素認証によるセキュリティ機能の強化を図る。 	Ⅲ
70	【安全な教育研究環境の整備】	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理の巡視結果を受け、必要な対策を推進する。 安全な教育研究環境を維持するため、インフラ長寿命化個別施設計画に基づき、多様な財源を活用し老朽化しているインフラ設備の修繕・改修等を計画的に実施する。 省エネ対策として、省エネ機器への更新等を行い、キャンパスのグリーン化計画を推進する。 	Ⅲ
2 安全管理に関する目標を達成するための措置			
71	【大学構成員の健康及び安全の確保】	<ul style="list-style-type: none"> 学生定期健康診断の内容を検証し、受診率を向上させるとともに、メンタルヘルススクリーニングを継続し、学生の健康管理体制の充実を推進する。 教職員を対象としたゲートキーパー養成講座等の講習会を開催し、教職員による学生支援・相談能力の向上を図り、学生支援体制を強化する。 教職員に実施した長期病気療養者の円滑な職場復帰を支援するための取組（リワークプログラム）の検証・改善を行い、大学構成員の健康維持及び職場環境の改善を推進する。 	Ⅲ
72	【危険物管理】	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心なキャンパスの環境を維持するため、化学物質、高圧ガス、放射性同位元素、X 線を取り扱う教職員及び学生に対し、その取り扱いに関する研修を実施する。 新入生に対し、一次救命処置(BLS)手順/AED 操作手順を配付するとともに、学生のオリエンテーションや基盤教育において e-ラーニング受講を促し、人命救助に対する意識の向上を推進する。 	Ⅲ

令和2年度計画の自己点検・評価結果一覧

計画 番号	第3期 中期計画	令和2年度計画	評価結果
			R2
73	【リスク管理・危機管理】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の対応について、教職員・学生が迅速に対応できるように、リスク管理に係るマニュアルを見直す。 ・学生の海外派遣における緊急時体制の検証・改善を行うとともに、外国人留学生の緊急時体制の確立を推進する。 	Ⅲ
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置			
74	【法令遵守, 研究不正防止】	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守（コンプライアンス）及び研究不正防止を推進するため、コンプライアンス関連事項に対する学内研修を開催し、不正行為や倫理違反に対する教職員の意識啓発を推進する。 ・安全保障輸出管理の体制強化を推進する。 	Ⅲ

第Ⅱ部

大学評価基準に基づく 教育研究活動等の自己点検・評価

第Ⅱ部では、大学評価基準に基づく教育研究活動等の自己点検・評価について記載している。

本学では、令和 2 年度に新たな内部質保証体制を構築し、各点検分野を担当する全学委員会を「実施組織」とし位置づけた。各実施組織が大学評価基準に基づき、自己点検・評価し、それらの結果を踏まえた課題点とそれに対する対応状況を記載する。

【1】 大学評価基準に基づく自己点検・評価について

自己点検・評価の概要

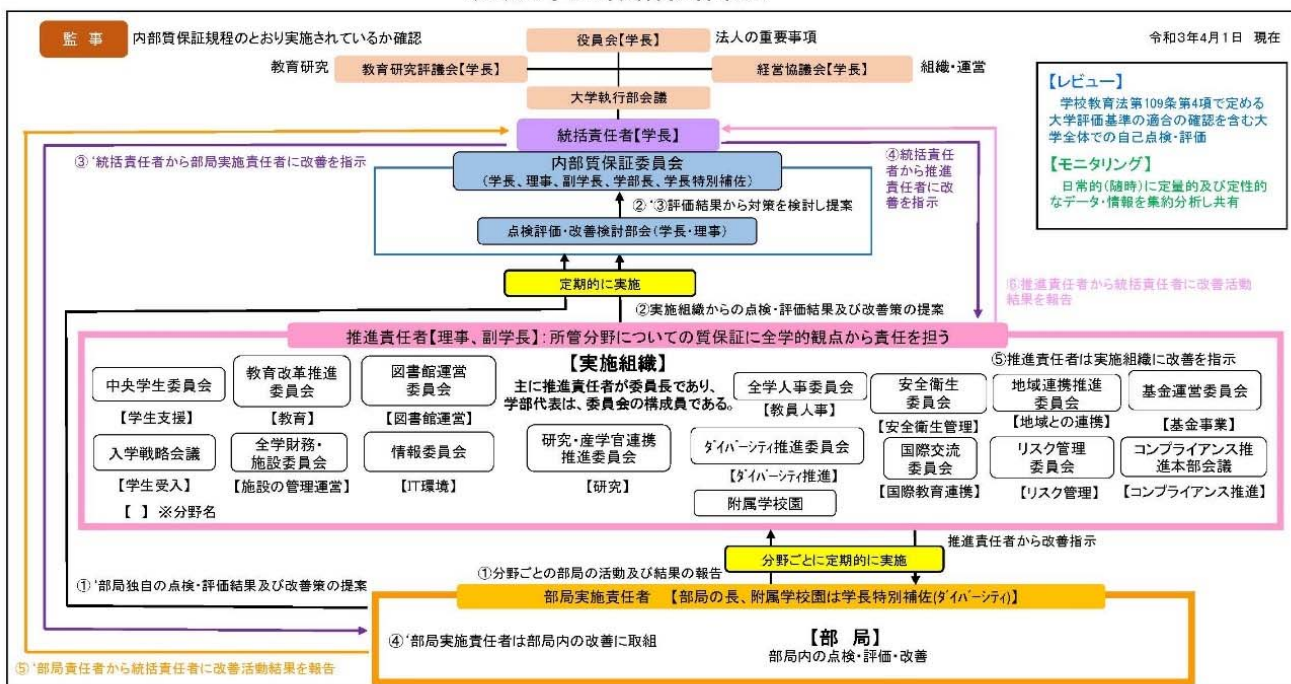
令和2年度に構築した新たな内部質保証体制に基づき、令和2年度に係る教育研究活動の状況について、大学機関別認証評価における大学評価基準に適合しているかの自己点検・評価を行った。

自己点検・評価にあたっては、内部質保証体制において実施組織として規定されている全学委員会毎に、大学評価基準の点検項目への適合状況を確認した。

今回自己点検・評価を行った実施組織は、以下のとおりである。

- ・ 教育改革推進委員会
- ・ 全学財務・施設委員会
- ・ 中央学生委員会
- ・ 入学戦略会議
- ・ 図書館運営委員会
- ・ 情報委員会
- ・ 研究・産学官連携推進委員会

茨城大学内部質保証体制図



自己点検・評価の結果

自己点検・評価の結果、大学評価基準には概ね適合していると判断したが、以下の2点に課題があること判明した。

- ①理工学研究科博士後期課程の定員未充足
- ②教育学研究科の規則にCAP制が規定されていない

内部質保証委員会における審議について

前述の評価結果については、令和3年度の第1回内部質保証委員会（令和3年6月開催）にて報告を行い、課題点の共有を行った。課題点に対しては、統括責任者である学長から各部局へ改善指示を行った。

第2回の内部質保証委員会（令和3年7月開催）において、課題点に関する対応状況が報告され、内部質保証委員会として以下のとおり適切に対応が進められていることを確認した。

- ①理工学研究科委員会を中心に、定員充足に向けた施策を策定し、実施を進めていることが共有された。
- ②規定の改正を着実に進めている。

今後の内部質保証に係る取組について

今後は、前述の課題点に関する改善活動の結果について報告してもらうことを予定している。その結果、課題点の改善が見られない場合は、改めて内部質保証委員会において審議を行い、必要な指示を行うこととする。

第Ⅲ部

特色ある取組について

第Ⅲ部では、本学の特色ある取組を記載している。

【1】では、昨今のコロナ禍を踏まえ、「コロナ禍における特色ある取組」を記載し、【2】では、年度計画を踏まえて、特に注力して行った取組を「その他の特色ある取組」として記載した。

【1】 コロナ禍における特色ある取組について

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国から緊急事態宣言が発出されるなど、これまでの日常や常識を大きく揺るがし、意識や行動の変容をもたらす大きな転機となる年度であった。大学においても、通常どおりの大学運営を行うことが困難となり、大きな影響を受けることとなった。

そのような状況下において、本学では、新型コロナウイルスと共存しつつ、教育・研究活動に前向きに挑戦する取組を「IBADAI new STANDARD」と位置付け、コロナ禍においても様々な特色ある取組を行ってきた。この項目では、それらの取組について記載する。

【緊急支援パッケージによる学生支援の実施】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的・精神的に苦しむ学生を支援するため、新たな学生支援制度を含む「緊急支援パッケージ」を策定し、学生に対する独自の支援を行った。

具体的な支援策は以下のとおりである。

○生活困窮学生向けの独自の緊急経済支援奨学金制度の創設

生活に困窮する学生に対し、独自の給付型及び貸与型の奨学金制度を設け、前後期で合計489名の学生に対し、合計19,736千円（給付:469名17,036千円、貸与:20名2,700千円）の支援を実施した。

○働く場の提供による経済支援

下級生のメンター（指導・助言者）としての活動（学生ピアサポーター）や遠隔授業におけるTAとして大学運営業務への協力してもらうことにより、それらの活動の対価として経済的な支援を行った。

○遠隔授業のための受講環境支援

遠隔授業実施のため、受講環境が不十分な学生を対象に、ノートPCを貸し出した。延べ約50名の学生に対し貸出を実施したことで、遠隔授業へスムーズに移行することができた。

○図書館資料の送料無料貸出し

遠方に滞在するなどの事情により大学へ通学できない学生を対象に、図書館資料の送料無料の貸出しを開始した。5月～9月までで約300件の利用があり、通学できない学生に対する修学支援の取組として一定の効果があつた。

○オンラインによる相談対応

担任教員やカウンセラーによるオンラインでの相談体制を整備し、コロナ禍で通学が出来ない状況下においても、学生に対しきめ細やかな支援を実施した。

■緊急支援パッケージ

新型コロナウイルス感染症から学生生活を守る！

茨城大学 Ibaraki University 緊急支援パッケージ

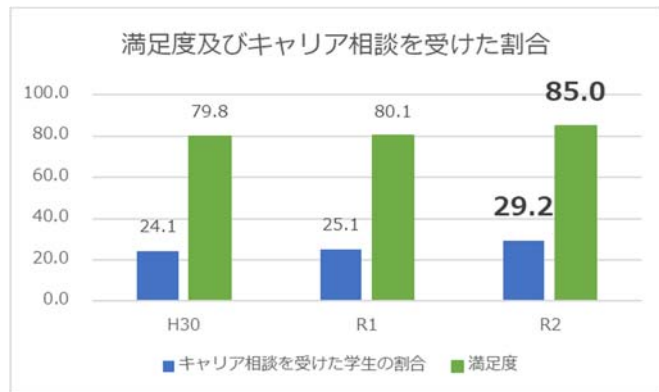
緊急経済支援	学修支援・学生生活相談
<p>生活困窮学生向けに独自の緊急経済支援奨学金創設</p> <p>◆200人に5万円を給付</p> <p>◆喫緊の生活資金として最大15万円を貸与</p>	<p>遠隔授業の受講環境が不十分な学生にノートPCを貸出</p> <p>担任教員やカウンセラーによる細やかな相談対応</p>
<p>高等教育修学支援新制度対象外の大学院生・留学生等 授業料減免で支援</p> <p>下級生のメンターや遠隔授業のアシスタント働く場の提供を通じた経済支援</p>	<p>不安なこと、心配していることはひとりで悩まずぜひ相談してください。</p>
<p>その他、国の給付金や高等教育の修学支援新制度、自治体・各種団体等による奨学金などを通じて誰ひとり取り残さず学生生活の継続を支援します。</p>	<p>◆本パッケージには現在準備中の施策も含まれます。詳細が決定し次第、教務情報ポータルやメールを通じて随時ご案内します。</p>

>> 各種支援は今後も感染症の状況や財源に鑑みて継続的に検討していきます。

【コロナ禍におけるオンラインを活用した就職活動支援】

コロナ禍で就職活動に取り組む学生を支援するため、就職活動情報のオンラインライブ配信「茨大キャリアセンターMondayLIVE」を令和2年10月から開始した。この取組は、コロナ禍の影響によりキャンパスに足を運ぶ機会が少なくなった学生に対して「キャリアセンターを身近に感じて欲しい。大学とのつながりを感じて欲しい。」という職員の発案から始まった。毎週月曜日の昼12時から約15分間、オンラインツールを活用し、企業ガイダンスやインターンシップの情報、学生の質問とそれらに対する回答などをライブ配信した。学生が気軽に見られるようにとの配慮から、配信はキャリアセンターをスタジオに見立て、ボードのデザインや楽器を使った演出、屋外でのモニター上映などの工夫を凝らした。(計21回配信) この取組により、遠隔地にいる学生にも就職支援を行き届かせることができただけでなく、これまでキャリアセンターをあまり利用していなかった学生がセンターとつながるきっかけにもなった。

令和2年度卒業生に対するアンケートにおいて、キャリア相談を受けたことがある学生の割合は、令和元年度の24.7%から29.2%へと増加、キャリア相談等に対する学生の満足度（「十分に満足」「概ね満足」と応えた割合）は、令和元年度の80.1%から85.0%へと向上している。コロナ禍により対面での就職活動支援が大きく制限されたにもかかわらず、キャリア相談を受けた割合及びその満足度が向上していることから、オンラインを活用した取組の成果が表れていると判断できる。



【「茨城大学基金」を活用した学生に対する緊急経済支援】

前述の「緊急支援パッケージ」の一環として、緊急の給付型・貸与型奨学金を新たに設け、その財源として「茨城大学基金」内の特定基金の一つである修学支援事業基金を活用し、困窮する学生に対する緊急支援を実施した。



支援の財源を確保するための取組として、令和2年4月末に修学支援事業基金への寄附の呼びかけをホームページへ掲載するとともに、6月には過去の寄附者に対して「茨城大学基金」のパンフレットと学長から寄附を依頼する文書を送付した。（送付件数：2,200件（個人：2,006件、法人：194件））さらに、基金担当部署の訪問先・訪問日程を全学的に共有するとともに、各部局が企業・団体を訪問した際に基金のパンフレットを配布することを周知するなど、全学一体となって修学支援基金への寄附を募る仕組みを構築した。また、令和2年11月に実施した同窓会連合会との意見交換会を通して、本学及び学生の現状を同窓会に伝えることで、同窓会員への寄附気運の醸成を図った。

これらの取組により、令和2年度の修学支援基金の受入実績は、件数が令和元年度比で約3.0倍の763件（令和元年度：254件）、金額が約4.5倍の

24,390 千円まで拡大した。これらを財源として、令和2年度は前後期併せて合計489名の学生に対し19,736千円（給付:469名17,036千円、貸与:20名2,700千円）の経済支援を実施することができた。

【コロナ禍における大学構成員の健康管理に向けた取組】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学生・教職員の健康管理を担う保健管理センター及び各キャンパスの保健室においても、大学の入構規制などにより対面での診察やカウンセリングの実施が困難となった。そのような状況下においても大学構成員の健康と安全を守るための取組として、本学が導入している Web 会議システムを活用したオンライン診察・オンラインカウンセリングを開始した。

これまでの活動では、対面でのカウンセリングを原則としていたため、引きこもり等のために対面での面談ができなかった学生もいた。しかし、今回のオンラインカウンセリングを導入したことがきっかけで、支援や心のケアが必要であるにもかかわらず、面談の機会がなかった学生とも相談の機会を得ることができるようになるなど、本来ニーズがありながらカウンセリングを活用できなかったリスクのある学生に対して支援の機会を拡げられたことは、オンライン導入による大きな効果であった。さらに、遠隔地とのカウンセリングもできるようになったことで、帰省先にいる学生に対する継続的な支援や産業医面談が必要な教職員がどこにいても水戸キャンパスの医師と面談が可能になるなど、大学構成員の健康管理に大きく役立っている。

令和2年度においては、延べ1,309名の学生・教職員がオンラインによる診察・カウンセリングを受けており、一定のニーズもあることから、今後も継続してオンラインを活用した取組を継続することとしている。

【2】 その他の特色ある取組について

○教育関係

【大学教育再生プログラム事後評価で最高評価を獲得】

大学教育再生プログラム（以下、「AP事業」という。）の事後評価において、最高評価である「S評価」を獲得した。

大学教育の質的転換の加速を促し、大学人材養成機能の抜本的強化を推進することを目的としたAP事業において、本学は平成28年度から令和元年度までの4年間、「テーマV.卒業時における質保証の取組の強化」という取組で選定された。

本事業においては、「卒業時の教育の質」を高めるために、「1）継続的かつ組織的な教育改善を行う仕組みである内部質保証体制（教学マネジメント体制）の構築と運用」及び「2）卒業研究を4年間の総合学修ととらえ、その学修成果測定のための「ものさし」を地域のステークホルダーと作っていく」という取組をコアプロジェクトとして取り組んできた。

令和元年度にAP事業の補助期間が終了し、取組の達成状況等に基づいた事後評価が行われ、本学は「S評価：計画を超えた取り組みが行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる」の評価結果を得ることができた。

【卒業生向けコミットメントブックの作成】

卒業生との継続的で良好な関係構築やこれまで取り組んできたディプロマ・ポリシーを核としたブランディング強化のため、令和2年度卒業生に対し、新たな冊子「茨城大学コミットメント[プラス]」を作成・配付した。

本学では、平成29年度より、DPに示した5つの茨城大学型基盤学力（①世界の俯瞰的理解、②専門分野の学力、③課題解決能力・コミュニケーション能力、④社会人としての姿勢、⑤地域活性化志向）を実現するための質保証のシステムとその基礎となる学生・教職員・地域の協力を「茨城大学コミットメント」と呼び、DPや教育課程をビジュアルで示した「コミットメントブック」を入学式で新生及び保護者に配付するとともに、主体的な動機づけを図るための「コミットメントセレモニー」を開催してきており、それらの取組により、学生にDPが浸透している。

「茨城大学コミットメント」のコンセプトを、卒業生とのエンゲージメント

強化に活かすことを企図して、学生生活で身に付けた能力（DP）の再確認と、大学・卒業生相互の支援チャネルの確立を目的とした、卒業生向けの「コミットメントブック」を作成することとした。作成は、本学の広報室以外に、研修の一環として若手職員5名も携わり、部署横断的なプロジェクトとして進められた。完成した「茨城大学コミットメント[プラス]」では、これまでの学生生活の軌跡を写真や出来事とともに振り返るコンテンツのほか、卒業後にも受けられるリカレント教育や就職支援サービス、同窓会や茨城大学基金を紹介している。さらに、本学や「茨城大学コミットメント」のホームページに簡単にアクセスできるようにQRコードを掲載している。

これらの取組により、本学の教育の質保証の取り組みを踏まえた卒業生の愛校心・帰属意識が醸成され、延いては本学のブランド力の向上や卒業生からの継続的な支援の拡充につながることが期待される。

○研究関係

【茨城県地域気候変動適応センターによる国・地域の課題解決に向けた取組】

茨城県からの委託により設置された茨城県地域気候変動適応センターを中心に、地域から地球規模の環境課題解決に向けた取組として、各種調査や研究を進めてきた。

令和2年3月には、同センターとして初めての報告書である「茨城県における気候変動影響と適応策—水害への影響—」を公表、令和3年3月には第2弾の報告書として「茨城県における気候変動影響と適応策—水害への影響—」を公表した。さらに、令和2年度の同センターの活動報告会には、学内関係者30名と自治体や民間企業から総勢約100名が参加し、本学研究者から研究活動の成果が発表され、今後の茨城県における気候変動適応に関する具体的課題等について活発な討論が行われた。



■令和3年3月に公表した報告書

同センターの報告書は、環境省の「気候変動影響評価報告書」、文部科学省と気象庁の「日本の気候変動 2020-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」、農林水産省の「農業生産における気候変動適応ガイド（水稻編）」など、国レベルの報告書等でも引用・参照されるとともに、県内の農業支援団体である茨城県農業改良協会の発行する農業月刊誌「農業いばらき」でも特集が掲載されるなど、大きな反響を得ており、国・地域の環境課題解決に貢献している。

【本学の特色ある研究分野を活かした防災・災害復興に向けた調査・研究】

本学では、令和元年10月に茨城県内に大きな被害をもたらした台風19号災害について、被災状況の把握と地域の復旧・復興、今後の持続的な地域づくりに貢献するため、気候変動適応に係る研究を続けてきた地球変動適応科学研究機関（令和2年度より「地球・地域環境共創機構」へと再編）を中心に全学の教員で組織した調査団を結成した。

調査団の活動としては、5つの調査グループ（被災過程解明、農業・生態系、情報伝達・避難行動、住民ケア支援、文化財レスキュー）と学内公募による3つの研究テーマを設定し、文理の枠を超えた幅の広い研究活動が行われた。さらに、茨城県土木部の仲介により一般社団法人茨城県建設コンサルタント協会から活動資金として100万円の寄附を受けるとともに、「茨城県地域気候変動適応センター」の活動の一環としても調査研究が実施されるなど、全学及び学外の組織と協力して防災・災害復興に向けた活動を進めた。

令和2年度には、4月に中間報告会、2月には最終報告会（学内外から120名が参加）を行い、各調査グループ等から災害対策等に対する提言が行われた。これらの報告会の内容は、全国メディアでも報道されており、本学の社会課題解決に向けて研究成果を広く発信することにつながった。今後は、報告書に蓄積された今回の成果が自治体の施策に活用されるなど、地域の災害対策・災害復興への貢献が期待される。

茨城大学
令和元年度台風19号
災害調査団

最終報告書



茨城大学
Ibaraki University

2021年3月

■ 調査団の最終報告書

【S-18「気候変動影響予測・適応評価の総合的研究」の展開】

本学の前学長が代表者である環境研究総合推進費 S-18（研究期間：令和 2 年度～6 年度）について、令和 2 年度からプロジェクトを開始した。プロジェクト開始初年度となる令和 2 年度の最大の成果は、5 テーマ 19 課題で構成され 24 大学・研究機関が参加する S-18 戦略研究プロジェクトの主幹大学として、「S-18 プロジェクトオフィス」の設置や各種の研究集会の開催によって、全体の運営体制を確立したことである。

また、国内外の情報発信に係る取組みとしては、S-18 公開シンポジウム「『気候危機』の現状と将来予測－気候変動リスクに立ち向かう我が国の研究－」を web 開催し、S-18 プロジェクトリーダーである本学の前学長が基調講演を行った（参加者約 170 名）。さらに、バングラディッシュが主催する国際会議「Gobeshona Global Conference」において、本学の地球・地域環境共創機構と S-18 プロジェクトの共催でセッションを web 開催し、研究成果及び日本の取り組み状況を国際的に発信した（参加者 100 名以上）。

○地域連携

【新たなる「知」の交流 拠点「水戸駅南サテライト」】

令和 2 年度より、持続可能な地域づくりに向けた知の交流拠点として「水戸駅南サテライト」をオープンした。本施設は、地域の団体から寄贈された茨城県経営者協会等の団体も入居する茨城県産業会館内のワンフロアを活用して整備したものである。学内構成員の交流や産学官連携、アクティブな教育活動等の用途に使用



■いばら樹ユニット家具

える場にすることを目指し、施設内には、オンラインと対面のハイブリッドで使用可能なイベントスペースや休憩所として使用できる畳敷きのリフレッシュスペース、オフィスとしての利用が可能なプロジェクトスペースなどを設けている。令和 2 年度から利用を開始し、プロジェクトスペースは環境省の研究プ

プロジェクトのオフィスとしてレンタルするとともに、イベントスペースでは各種セミナーや研究報告会等も行われている。

また、当該施設の整備に当たっては、本学工学部教員の研究室（教員 1 名、学生 4 名）が家具や内装のデザインを監修し、整備を行った。当該施設に整備した家具については、地元企業の協力を得て、全て茨城県産の 12 種類の木材で作成し、木のぬくもりや品種毎の個性を活かしつつ、可変性の高いものとする。用途に応じて空間レイアウトを変更できるフレキシブルなスペースを実現した。この家具は『いばら樹ユニット家具』として、前述の点が評価され、茨城県の地域イメージの向上や産業振興につながる優れたデザインとして『いばらきデザインセレクション 2020』に選定された。さらに、『いばら樹ユニット家具』は受注生産も開始されるとともに、この家具をきっかけに地元の NPO 団体や企業と連携し、一般向けのシリーズ家具の展開も進めることとなった。これらの取組により、茨城県産材利用の促進といった地域の課題解決への貢献につながっている。

【産学官が一体となった施設整備—学生考案の休憩所が完成—】

本学は令和元年度に創立 70 周年を迎え、その記念事業として日立キャンパスの正門周辺的环境整備を進めてきた。この環境整備の一環として、茨城大学工学部・茨城交通（株）・日立市公共交通会議の三者でパートナーシップ協定を令和元年度に締結し、地域や学生・教職員の憩いの場とバス待合所を兼ねた休憩所を設置すること



■完成した休憩所

が決定し

休憩所の設置に当たっては、本学工学部及び理工学研究科の学生を対象にデザイン・コンペティションを実施し、8組 10 名の学生から応募があった。令和元年 10 月に実施した公開審査会では、学生が建築の専門家、本学工学部教員、茨城交通（株）、日立市の担当者の前でプレゼンテーションを実施し、審査を行った。最優秀賞を獲得した提案を基に、予算や構造面の検討を行い、令

和2年7月に着工、11月に完成となった。設計・施工には茨城大学基金において募集を行い、2,300万円の援助を得た。

当該休憩所は、バス待合施設として利用できるようになっており、隣接して本学の敷地内にて運営されているコンビニエンスストアとともに、本学教職員・学生だけではなく、地域住民にも広く利用される施設となっている。

【茨城新聞広告賞の優秀企画賞受賞】

本学の創立70周年を記念して令和元年5月に茨城新聞に掲出した見開き2面大の紙面広告が、令和2年度の「第27回茨城新聞広告賞」にて優秀企画賞を受賞した。

本学では、2019年の創立70周年記念事業として、式典の開催等の記念事業のひとつとして、「茨城大学ビジュアル年表プロジェクト」を展開した。これは、茨城新聞社との連携により、地域史における本学の姿を検証・発信すべく、過去70年間分の茨城新聞の紙面に掲載された本学に関する記事を学生や職員が調査し、それらの紙面画像や記事に登場した卒業生へのインタビュー動画を挿入したweb上の「ビジュアル年表」を制作したものである。この取組と連動し、開学記念日の同年5月31日、完成したビジュアル年表のイメージをベースとした紙面広告を茨城新聞に掲載して、地域とともに歩み続ける本学の姿勢を、地元紙で訴求する新聞広告ならではの企画となった。

受賞はこうしたアイデアが評価されたもので、審査委員長からは「新旧のメディアが融合できたことで、購読者層の裾野を広げることに繋がる企画としても意義ある受賞である。」と高い評価を受けた。今回の受賞は本学がこれまで進めてきた広報機能強化と地域連携の大きな成果である。



第IV部

課題点の改善に向けた取組

第IV部では、昨年度の自己点検評価書に記載した課題点の改善に向けた取組と今回の自己点検・評価を踏まえた新たな課題点を記載している。

これらの課題点の改善に向けた取組を着実に進めることで、本学の教育研究活動を始めとした大学運営の質的向上を目指す。

【1】課題点及び今後に向けた取組

令和2年度計画について、業務実績評価に係る実施要領に準拠し、Ⅰ～Ⅳの4段階で評価を実施した結果、全ての計画が「Ⅳ：年度計画を上回って実施している」又は「Ⅲ：年度計画を十分に実施している」評価となった。自己点検・評価の目的は、情報の共有や改善に資することであることから、第3期中期目標・中期計画の達成及び第4期中期目標期間を見据えた教育研究等の質の向上に向けて、昨年度掲げた課題点に対する対応及び今後に向けた取組を記す。

【令和元年度の課題点に対する対応】

1. 財務基盤の強化

○課題点

時間外手当の増加や同一労働・同一賃金への対応等「働き方改革」による人件費の増加や公務員の定年延長への動きなど、今後とも人件費の増加が見込まれる。そのため、第3期末を見通して、人件費や施設・設備費など教育研究の機能強化に必要とされる経費の見通しを把握し、それに基づく財務改善を実行すべきである。平成28年度に策定した「財務改善実行計画」を見直し、第4期を見据えた新たな「財務改善実行計画」を策定するべきであるとする。同時に、現下の厳しい財務状況に対処するため、研究IRを主体とした戦略的外部資金獲得や寄附などの収入増加と支出削減の両面での財務改善を行う必要がある。

○令和2年度の対応内容

【経営刷新計画（仮称）の策定に向けた取組】

人件費や施設・設備費などの経営基盤について、第4期に想定される支出を算出した上で、それを踏まえた財務シミュレーションを作成し、第4期の施策を検討するにあたっての土台を構築した。

また、第4期における堅牢かつ柔軟な経営基盤の確立を目的とした「経営刷新計画（仮称）」の策定に向けて、第3期の財務改善実行計画の検証を行うとともに、その状況を踏まえて、基本的な方向性を整理した。

【外部資金獲得に向けた研究マネジメント体制の構築】

18ページに記載のとおり、全学的な研究活動の活性化やそれに伴う研究

業績数・各種外部資金等の獲得増加を目的として構築した研究マネジメント体制により、外部資金の獲得額が増加しつつある。これにより、令和元年度に課題であるとされた外部資金等の収入増加については、一定程度改善が期待できる。

上記 2 点の取組により、課題点に対しては一定の進捗はあるものの、現状では未だ不十分である財務基盤の強化について、令和 3 年度中に見通しを持ったうえで、第 4 期に臨みたい。

2. 内部質保証体制の整備

○課題点

令和 3 年度は大学機関別認証評価（第 3 サイクル）の受審年度となる。それに向けては、大学が継続的に自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る「内部質保証」が重視される。この内部質保証の①体制②手順③有効性を証明するための規程や体制整備が急務である。

○令和 2 年度の対応内容

【内部質保証体制の構築】

教育・研究等が適切な水準であることを自らの責任で保証するための内部質保証体制を令和 2 年 12 月に構築し、本学の教育研究等の諸活動について、業務を所掌する全学委員会が全学的な観点から点検・評価・改善を行うこととした。

さらに、各委員会の活動は理事、副学長が推進責任者として、活動の推進や進捗管理による質保証を行うこととしている。また、各委員会や部局は、モニタリングとして日常的に定量的及び定性的なデータや情報を集約し、その分析結果を学長、理事、学部長等で構成される内部質保証委員会で共有する。各委員会や部局が実施した業務運営の自己点検・評価の結果は、レビューとして内部質保証委員会が評価し、課題等への対応策の提案を行う。その後、統括責任者(学長)が推進責任者に改善指示を行い、改善活動の結果は、統括責任者(学長)へ報告することとなる。

この体制の下、本学の組織的な PDCA サイクルが機能し、より一層の質の維持・向上が図られることとなった。

【令和 2 年度自己点検・評価の結果を踏まえた課題点】

1. アフターコロナにおける大学運営の在り方

新型コロナウイルスの感染拡大により、本学においても多大なる影響が出ている。令和 2 年度においては、Web 会議システムを使ったオンライン授業を本格導入するなど、コロナ禍においても継続的に教育活動等を進めるための取組を進めてきた。その結果、学生の理解度や満足度の向上、授業時間外学修時間の増加などの効果も出ており、一定の成果が出ていると判断できる。その一方で、コロナ禍の影響により、本来予定していた取組が出来なかったことへの対応については、課題となっている。

今後は、大学として新型コロナウイルスとどのように共存していくか、また今回のコロナ禍から得られた教育研究活動に係る知見をどのように発展させていくのかが重要である。

2. 新たなる内部質保証体制の運用

令和 3 年度は、第 3 期中期目標期間の最終年度であり、第 4 期中期目標期間からは年度計画や単年度の業務実績報告書の廃止など、これまでの中期計画の進捗管理の在り方を大きく見直していく必要がある。さらに、令和 2 年度に策定したイバダイ・ビジョン 2030 の達成に向けた「アクションプラン」（ビジョンの施策）といった新たな要素の進捗管理も進めていくこととなる。

前述の新たな内部質保証体制の下、これらの要素に対して適正に進捗管理をする内部質保証体制を実質化していくことが今後の課題となる。